

- 元自衛官の再任用の実施要領に関する通達（陸幕発1第58号。37.3.2）と元自衛官の再任用の実施要領の細部について（通達）（仮称）に関する通達案の対比表

（下線部分は相違部分）

| 新規制定する通達案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 廃止する通達                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: right;"><u>陸幕人教第〇〇号</u><br/><u>29. . .</u></p> <p>各方面總監<br/>中央即応集団司令官 殿<br/>各部隊長<br/>各機関の長</p> <p style="text-align: right;"><u>陸 上 幕 僚 長</u><br/>(公印省略)</p> <p>(例規21)<br/>元自衛官の再任用の実施要領の<u>細部について（通達）</u></p> <p><u>標記について、次発人1第17号（37.2.8）「元自衛官の再任用の実施要領について（通知）」（以下「次官通知」という。）によるほか、下記のとおり実施されたい。</u></p> <p><u>なお、陸幕発1第58号（37.3.2）「元自衛官の再任用の実施要領に関する通達」（例規21）は、廃止する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1 再任用の条件</u><br/>元自衛官の再任用に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第59号）（以下「元自衛官再任用訓令」という。）第1条により自衛官に再任用する者は、次官通知第4の定め及び次の各号に掲げる者とする。</p> <p><u>(1) 幹部</u><br/>ア <u>幹部として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の初級運用特技以上を有していた（看護官にあつては、幹部初級課程「衛生科（看護師）」を修了した）元陸上自衛官</u><br/>イ <u>任用期日（採用日をいう。以下同じ。）において、元自衛官再任用訓令に定める年齢の者</u></p> <p><u>(2) 准尉及び曹</u><br/>ア <u>曹として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の中級特技以上を有していた元</u></p> | <p style="text-align: right;"><u>昭和37年3月2日</u><br/><u>陸幕発1第58号</u></p> <p>各方面總監<br/>中央即応集団司令官 殿<br/>各部隊長<br/>各機関の長</p> <p style="text-align: right;"><u>陸上幕僚長の命により</u><br/><u>総務課長</u></p> <p>(例規21)<br/>元自衛官等の再任用の実施要領に関する<u>通達</u></p> <p><u>標記の件、元自衛官等の再任用に関する訓令（昭和36年庁訓第59号）第4条の規定に基づく実施要領が、別紙「37.2.8次発人1第17号元自衛官等の再任用の実施要領」のとおり定められたので通達する。</u></p> <p><u>なお、採用予定人員については、年度業務計画によるものとし、細部実施要領及び現に再任用されているものに対する措置等に関しては、追って通達するので承知されたい。</u></p> |

陸上自衛官

イ 任用期日において元自衛官再任用訓令に示す年齢の者

(3) 士

ア 士として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の初級特技を有していた（初級特技の設定がない特技については、中級特技を認定される要件を離職前に具備していた）元陸上自衛官（ただし、退職時に陸士長であった者に限る。）

イ 原則として、任用期日において30歳以下の者。任用期日において31歳以上34歳未満の者を再任用するに当たっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる要件を有し、かつ、任命権者が部隊の精強性向上に資すると認める場合に限る。

(ア) 職種の特技以外に付加特技を有していた者

(イ) 自衛隊を退職した後、特別の資格又は技術を取得した者

ウ 自衛隊退職前の任用区分にかかわらず、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条第1項を適用する。

2 再任用の上申

(1) 幹部

部隊等の長は、再任用自衛官（幹部）が必要な場合には、元自衛官の再任用上申書（別紙第1）により順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

(2) 准尉及び曹

ア 防衛大臣直轄部隊等の長は、再任用自衛官（准尉及び曹）が必要な場合には、元自衛官の再任用上申書（別紙第1）により順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

イ 防衛大臣直轄部隊以外の部隊等の長は、再任用自衛官（准尉及び曹）が必要な場合には、元自衛官の再任用上申書（別紙第1）により順序を経て任免権者に上申するものとする。この際、上申を受けた任免権者は、速やかに当該上申書の写しをもって陸上幕僚長に報告する。

3 再任用に係る部隊等、採用数及び採用期日  
陸上幕僚長は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ示すものとする。

(1) 再任用に係る部隊等

(2) 採用数（必要により階級及び職種又は特技を示す。）

(3) 採用期日（４月、７月、１０月及び１月の各１日を基準とする。）

#### 4 再任用自衛官の募集

(1) 再任用に係る募集は、陸上幕僚長又は自衛隊地方協力本部長（以下「地方協力本部長」という。）が行うものとする。

(2) 陸上幕僚長は、募集要項を作成し、必要な事項について地方協力本部長に通報するものとする。

(3) 地方協力本部長は、元自衛官の再任用制度及び応募条件について広報を実施する。

(4) 地方協力本部長は、再任用希望者からの志願票を受け付け、順序を経て陸上幕僚長に報告する。

(5) 地方協力本部長は、海上幕僚長及び航空幕僚長が指定する部隊等の長から募集の依頼があった場合、(3)号の規定を準用すると共に、再任用希望者からの志願票を受け付け、依頼のあった部隊等の長に報告する。

(6) 地方協力本部長が再任用希望者に提出させる書類は、次のとおりとする。

ア 元自衛官の再任用志願票（別紙第２） １部

イ 自衛隊受験票（自衛官等の募集及び採用業務実施に関する達（陸上自衛隊達第２３－９号）別紙第１５の様式による。） １部

ウ 返信用封筒（切手貼付） １部

#### 5 再任用自衛官の選考

(1) 再任用に係る選考は、陸上幕僚長又は陸上幕僚長が指定する部隊等の長（以下「選考部隊等の長」という。）が行うものとする。

(2) 選考部隊等の長は、次に掲げるところにより選考を行うものとする。

ア 第１次選考

元自衛官であった際の勤務成績（人事評価の結果又は勤務評定に基づく勤務成績報告書の評価）、勤務実績等から書類審査により選考する。

イ 第２次選考

(ア) 口述試験

再任用する階級の職務を遂行し得る資質及び識能について個別面談方式により確認する。

(イ) 身体検査

陸上自衛官採用身体検査実施規則（陸上自衛隊達３６－１号）の定めるところにより行う。

## 6 採用予定者への通知等

- (1) 任命権者は、第2次選考をもって最終合格者を決定した場合には、合格した元自衛官に対し合格通知書（別紙第3）により通知しなければならない。
- (2) 任命権者は、合格した元自衛官に対し合格を通知した場合は、承諾書（別紙第4）を提出させるものとする。
- (3) 任命権者は、合格した元自衛官を再任用自衛官として採用の決定をした場合には、その者に対し採用通知書（別紙第5）により通知しなければならない。

## 7 職種の指定及び特技の付与

### (1) 職種の指定

- ア 原則として自衛官を退職する際に指定されていた職種を指定する。
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合には再任用者の希望する職種とすることができる。
  - (ア) 再任用者が自衛隊を退職後、特別の資格又は技術を修得し、これに関係のある職種を希望するとき。
  - (イ) 再任用者が自衛隊を退職後、相当な期間にわたり従事した職業又は職務に関係のある職種を希望するとき。

### (2) 特技の付与

- ア 原則として自衛官を退職する際に保有していた特技を付与する。
- イ 自衛隊を退職後、特別の資格若しくは技術の修得又は相当の期間従事した職業若しくは職務に関係ある特技を希望する者は、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（陸上自衛隊達第110-1号）（以下教育訓練達という。）第21条第2項を準用し付与する。

## 8 再任用後の教育訓練

### (1) 幹部

再任用部隊において部隊長計画による補備教育を実施

### (2) 准尉及び曹士

再任用部隊において、教育訓練達第21条第2項に規定する検定を実施。この際、教育訓練達別冊第2「特技等教育訓練基準」に定めのない特技を保有する者については、再任用部隊において部隊長計画による補備教育を実施

## 9 再任用後の人事管理

- (1) 再任用後の管理期別及び順位については、

再任用年度から自衛官退職時階級の在級期間  
（任期付自衛官として採用されていた期間を  
含む。）を遡った年度に昇任したとみなし、  
当初は当該年度の最後尾の順位として管理  
(2) 幹部、准尉及び曹については志願票を提出  
した方面隊等を、士長については退職時に所  
属していた部隊を基準に配置。じ後は陸上幕  
僚長の定める中期実員管理計画の規定により  
全国管理を実施

#### 10 報告

方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、毎  
年4月末日までに、前年度における再任用の状  
況を元自衛官の再任用採用者数報告書（別紙第  
6）により陸上幕僚長に報告するものとする。  
（補定第213号）

添付書類 別紙第1～別紙第6  
次発人1第17号（37. 2. 8）

別紙第 1（第 2 関係）

発簡番号  
発簡年月日

任免権者 殿

部隊等の長

元自衛官の再任用上申書

|                       |                |         |
|-----------------------|----------------|---------|
| 番<br>号                | 再任用予定部隊等名（補職名） | 再任用予定階級 |
|                       |                |         |
|                       | 再任用予定職種        | 再任用予定特技 |
|                       |                |         |
| 再<br>任<br>用<br>理<br>由 |                |         |

番号については、「年度－方面隊－一連番号」  
を記述

（一例 2 9－WA－1）

規格：日本工業規格 A 列 4 番縦

別紙第2（第4関連）

|                                                                                                                             |                     |  |  |  |               |  |              |  |       |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--|--|--|---------------|--|--------------|--|-------|--|--|
| 頭文字                                                                                                                         | 元自衛官の再任用志願票         |  |  |  |               |  |              |  |       |  |  |
| ふりがな                                                                                                                        | 氏名                  |  |  |  | 写真            |  | 受            |  |       |  |  |
| ふりがな                                                                                                                        | 氏名                  |  |  |  | 写真            |  | 受            |  |       |  |  |
| 旧氏名                                                                                                                         | (年 月改め)             |  |  |  | 年 月撮影         |  | 地方協力本部又は部隊等名 |  |       |  |  |
| 生年月日                                                                                                                        | 昭和 年 月 日 職業         |  |  |  | 年 月撮影         |  | 受映番号         |  |       |  |  |
| 退 職 時                                                                                                                       | 階級 (満 歳)            |  |  |  | 職 種           |  | 年 月 日        |  |       |  |  |
| 退 職 時                                                                                                                       | 階級 (満 歳)            |  |  |  | 職 種           |  | 年 月 日        |  |       |  |  |
| 入隊・退職日                                                                                                                      | 年 月 日 入隊 年 月 日 退職   |  |  |  | 予備自衛官等の有無     |  | 有 (階級 職種) ・無 |  |       |  |  |
| ふりがな                                                                                                                        | 現 住 所               |  |  |  |               |  |              |  |       |  |  |
| ふりがな                                                                                                                        | 郵便番号 電話番号 (携帯可) ( ) |  |  |  |               |  |              |  |       |  |  |
| ふりがな                                                                                                                        | メールアドレス (連絡希望者)     |  |  |  |               |  |              |  |       |  |  |
| ふりがな                                                                                                                        | 氏名 続柄 住所            |  |  |  |               |  |              |  |       |  |  |
| ふりがな                                                                                                                        | 郵便番号 電話番号 (携帯可) ( ) |  |  |  |               |  |              |  |       |  |  |
| 自衛隊での勤務歴 (新しい順)                                                                                                             | 所属部隊等名              |  |  |  | 従事していた業務内容    |  |              |  | 期 間   |  |  |
| 自衛隊退職後の勤務歴等 (新しい順)                                                                                                          | 勤務先 (部隊まで)          |  |  |  | 所在地 (〒ありまで記入) |  |              |  | 期 間   |  |  |
| 自衛隊退職後の学歴等 (新しい順)                                                                                                           | 学校等名 部科名            |  |  |  | 所在地 (〒ありまで記入) |  |              |  | 期 間   |  |  |
| 資格免許                                                                                                                        | 資格免許名               |  |  |  | 取得年月日         |  |              |  | 資格免許名 |  |  |
| 資格免許                                                                                                                        | 資格免許名               |  |  |  | 取得年月日         |  |              |  | 資格免許名 |  |  |
| 私は、元自衛官の再任用志願試験を受験したいので申し込みます。<br>私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。<br>また、この志願書の記載事項は事実と相違ありません。<br>年 月 日 氏名 (自署) |                     |  |  |  |               |  |              |  |       |  |  |

注：記入上の注意

- 青又は黒インク(ボールペン可)で本人が楷書ではっきりと記入してください。
- 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
- 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。

規格：日本工業規格A列4番縦

別紙第3（第6第1号関係）

文書番号  
年 月 日

合 格 通 知 書

選考試験合格者 殿

任命権者

元自衛官の再任用選考試験合格通知

あなたは、元自衛官の再任用選考試験に合格したので、下記のとおり採用を決定する予定です。

記

- 1 予定指定階級
- 2 採用予定部隊等
- 3 所在地

規格：日本工業規格A列4番縦



別紙第4（第6第2号関係）

承 諾 書

私は、（元自衛官の再任用の実施要領の細部について（通達）第7第1号による文書番号、年月日）による採用について承諾します。

年 月 日

任免権者 殿

氏 名

印

規格：日本工業規格A列4番縦

別紙第5（第6第3号関係）

文書番号  
年 月 日

採 用 通 知 書

再任用採用者 殿

任命権者

元自衛官の再任用採用通知

あなたを、平成 年 月 日付で、下記  
のとおり再任用することを決定しました。

記

- 1 予定指定階級
- 2 採用予定部隊等
- 3 所在地
- 4 辞令交付日時等

規格：日本工業規格A列4番縦

別紙第 6 （第10関連）

別紙第 6 （第 10 関係）

年度 元自衛官の再任用者数報告書  
(補定第 2 1 3 号)

|         |                     | 方面隊等名 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|---------|---------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 職 種     | 職 名                 | 1 等   | 2 等 | 3 等 | 1 等 | 2 等 | 3 等 | 4 等 | 5 等 | 6 等 | 7 等 | 8 等 | 9 等 | 10 等 | 11 等 | 12 等 |
|         |                     | 1 等   | 2 等 | 3 等 | 1 等 | 2 等 | 3 等 | 4 等 | 5 等 | 6 等 | 7 等 | 8 等 | 9 等 | 10 等 | 11 等 | 12 等 |
| 職 種     | (1) 初任給 1 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (2) 初任給 2 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (3) 初任給 3 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (4) 初任給 4 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (5) 初任給 5 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (6) 初任給 6 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (7) 初任給 7 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (8) 初任給 8 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (9) 初任給 9 等 (初任給)   |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
|         | (10) 初任給 10 等 (初任給) |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| 職 種 別 計 |                     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |
| 計       |                     |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |      |      |      |

注：職種ごと、特技別に記入

規格：日本工業規格 JIS 4 番横

次発人1第17号

改正 37. 2. 8  
人制第44号  
19. 1. 4  
防人計(事)第186号  
29. 4. 18

各幕僚長殿

防衛事務次官

元自衛官の再任用の実施要領について（通知）

#### 第1 訓令制定の趣旨

さきに昭和36年防衛庁訓令第59号をもつて元自衛官の再任用に関する訓令（以下「再任用訓令」という。）が制定されたが、その趣旨とするところは、自衛官の採用が自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「施行規則」という。）第24条の規定により、幹部又は曹の候補生及び特殊又は高度の知識、技術者を除き、一般には2等陸海空士の採用に限られていて、元自衛官を再任用する場合においても退職時と同等の階級で採用する途がなかったから、こうした任用制度の不備を補正し、併せて補充制度の合理化の一環に資することを図つたものである。しかし、再任用訓令の制定は、元自衛官が施行規則第24条の規定により従前のように2等陸海空士、幹部又は曹の候補生等に採用されることを妨げるものではない。

#### 第2 再任用の基本方針

再任用訓令に基づく元自衛官の自衛官への再任用（以下「再任用」という。）は、次の各号に定めるところを基本として行なうものとする。

- （1）採用しようとする階級、職種及び特技を考慮し、これに相応する能力の所有者を採用すること。
- （2）各自衛隊における再任用は、元の所属隊員を優先的に任用するものとするが、各自衛隊に共通する職種又は特技の隊員であつた者が志願した場合及び採用数に余裕がある場合には、他の自衛隊の所属隊員であつた者にも平等の機会を与えること。
- （3）再任用は、差し当り曹及び士の階級の自衛官について行なうこと。幹部自衛官について再任用を行なう場合には、自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和30年防衛庁内訓第1号）又は再任用訓令のうち、再任用をしようとするものにいずれか有利なほうを適用するこ

別紙

次発人1第17号

改正 37. 2. 8  
人制第44号  
19. 1. 4

各幕僚長殿

防衛事務次官

元自衛官の再任用の実施要領について（通知）

#### 第1 訓令制定の趣旨

さきに昭和36年防衛庁訓令第59号をもつて元自衛官の再任用に関する訓令（以下「再任用訓令」という。）が制定されたが、その趣旨とするところは、自衛官の採用が自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「施行規則」という。）第24条の規定により、幹部又は曹の候補生及び特殊又は高度の知識、技術者を除き、一般には2等陸海空士の採用に限られていて、元自衛官を再任用する場合においても退職時と同等の階級で採用する途がなかったから、こうした任用制度の不備を補正し、併せて補充制度の合理化の一環に資することを図つたものである。しかし、再任用訓令の制定は、元自衛官が施行規則第24条の規定により従前のように2等陸海空士、幹部又は曹の候補生等に採用されることを妨げるものではない。

#### 第2 再任用の基本方針

再任用訓令に基づく元自衛官の自衛官への再任用（以下「再任用」という。）は、次の各号に定めるところを基本として行なうものとする。

- （1）採用しようとする階級、職種及び特技を考慮し、これに相応する能力の所有者を採用すること。
- （2）各自衛隊における再任用は、元の所属隊員を優先的に任用するものとするが、各自衛隊に共通する職種又は特技の隊員であつた者が志願した場合及び採用数に余裕がある場合には、他の自衛隊の所属隊員であつた者にも平等の機会を与えること。
- （3）再任用は、差し当り曹及び士の階級の自衛官について行なうこと。幹部自衛官について再任用を行なう場合には、自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和30年防衛庁内訓第1号）又は再任用訓令のうち、再任用をしよう

と。

### 第3 再任用の数及び任用期日

- 1 再任用の数は、階級及び職種又は特技別に毎年度各幕僚長が定めるものとするが、曹及び士については必要がない場合には階級及び職種又は特技を区分せずに当該年度の再任用数を定めてもよいものとする。各幕僚長は再任用数を定めた場合又はこれを変更した場合には、すみやかに防衛大臣に報告しなければならない。
- 2 任用期日  
任用期日は、各幕僚長が定めるものとする。

### 第4 再任用の制限

次の各号の1に該当する者は、再任用してはならない。

- (1) 退職前の勤務期間が1年に満たない者
- (2) 施行規則第27条に規定する身体検査の基準に該当しない者
- (3) 退職前の勤務成績が不良であつた者
- (4) 予備自衛官又は即応予備自衛官としての勤務成績が不良であつた者
- (5) その他自衛官として職務に必要な適格性を欠く者

### 第5 再任用時の号俸

防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）又は幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令（平成6年防衛庁訓令第10号）の定めるところによる。

### 第6 職種の指定及び特技の付与

原則として退職時に指定されていた職種及び付与されていた特技又は予備自衛官若しくは即応予備自衛官として指定されていた職種及び付与されていた特技を指定し、又は付与するものとするが、次の各号に掲げる場合には再任用を志願する者の希望する職種又は特技とすることができる。

- (1) 志願者が自衛隊を退職した後、特別の資格又は技術を修得し、これに関係のある職種又は特技を希望するとき。
- (2) 志願者が自衛隊を退職した後、相当な期間にわたり従事した職業又は職務に関係のある職種又は特技を希望するとき。

するものにいずれか有利なほうを適用すること。

### 第3 再任用の数及び任用期日

- 1 再任用の数は、階級及び職種又は特技別に毎年度各幕僚長が定めるものとするが、曹及び士については必要がない場合には階級及び職種又は特技を区分せずに当該年度の再任用数を定めてもよいものとする。各幕僚長は再任用数を定めた場合又はこれを変更した場合には、すみやかに防衛大臣に報告しなければならない。
- 2 任用期日  
任用期日は、各幕僚長が定めるものとする。

### 第4 再任用の制限

次の各号の1に該当する者は、再任用してはならない。

- (1) 退職前の勤務期間が1年に満たない者
- (2) 施行規則第27条に規定する身体検査の基準に該当しない者
- (3) 退職前の勤務成績が不良であつた者
- (4) 予備自衛官又は即応予備自衛官としての勤務成績が不良であつた者
- (5) その他自衛官として職務に必要な適格性を欠く者

### 第5 再任用時の階級

再任用をする場合の階級は、退職時の階級又は現に予備自衛官若しくは即応予備自衛官として指定されている階級と同位の階級とする。

### 第6 再任用時の号俸

防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）又は幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令（平成6年防衛庁訓令第10号）の定めるところによる。

### 第7 職種の指定及び特技の付与

原則として退職時に指定されていた職種及び付与されていた特技又は予備自衛官若しくは即応予備自衛官として指定されていた職種及び付与されていた特技を指定し、又は付与するものとするが、次の各号に掲げる場合には再任用を志願する者の希望する職種又は特技とすることができる。

- (1) 志願者が自衛隊を退職した後、特別の資格又は技術を修得し、これに関係のある職種又は特技を希望するとき。
- (2) 志願者が自衛隊を退職した後、相当な期間にわたり従事した職業又は職務に関係のある職種又は特技を希望するとき。

## 第7 採用方法

- 1 採用は、元自衛官であつたときの勤務成績又は予備自衛官若しくは即応予備自衛官としての勤務成績に基づいて選考により行なうこととするが、必要に応じ口述試験又は学科試験をあわせて行なうことができる。
- 2 身体検査及び調査は、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）及び隊員の採用時における調査に関する訓令（平成13年防衛庁内訓第13号）の定めるところにより行なうものとする。

## 第8 募集及び選考等の担当機関

- 1 再任用にかかる募集は、地方協力本部において、再任用者の選考（試験を含む。以下同じ。）は、各幕僚監部において行なう。
- 2 前項に規定する機関のほか、陸上幕僚長が指定した部隊等又は海上幕僚長若しくは航空幕僚長が陸上幕僚長と協議して指定した部隊等は、自隊に再任用を志望する曹及び士の階級の自衛官にかかる募集及び試験を行なうことができる。
- 3 前項により部隊等が募集及び試験を行なう場合には、その実施状況をその区域を担当する地方協力本部に通報しなければならない。

## 第9 昇任に要する期間の通算

- 1 元自衛官をその退職時における階級と同位の階級に再任用する場合は、当該同位の階級における勤務期間の全部を、再任用後の昇任に要する期間に通算する。
- 2 前項により勤務期間を通算する場合には、休職期間は除くものとする。

## 第10 現に再任用されている者に対する措置

- 1 この要領が施行される際に、元自衛官であつた者で施行規則第24条第1項の規定により現に再任用されているものは、この要領の定めるところにより選考を受けることができるものとする。この場合既に再任用されている者の選考ということになるので厳密な意味での再任用は生じないが、再任用訓令に基づく選考を受け、適格と判定された者は、再任用訓令に基づく再任用者に準じて取り扱うものとする。
- 2 前項に規定する者に対して選考を実施する場合は、身体検査は省略して差支えない。

## 第11 その他

- 1 志願手続及び募集方法については、陸上幕僚長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定め

## 第8 採用方法

- 1 採用は、元自衛官であつたときの勤務成績又は予備自衛官若しくは即応予備自衛官としての勤務成績に基づいて選考により行なうこととするが、必要に応じ口述試験又は学科試験をあわせて行なうことができる。
- 2 身体検査及び調査は、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）及び隊員の採用時における調査に関する訓令（平成13年防衛庁内訓第13号）の定めるところにより行なうものとする。

## 第9 募集及び選考等の担当機関

- 1 再任用にかかる募集は、地方協力本部において、再任用者の選考（試験を含む。以下同じ。）は、各幕僚監部において行なう。
- 2 前項に規定する機関のほか、陸上幕僚長が指定した部隊等又は海上幕僚長若しくは航空幕僚長が陸上幕僚長と協議して指定した部隊等は、自隊に再任用を志望する曹及び士の階級の自衛官にかかる募集及び試験を行なうことができる。
- 3 前項により部隊等が募集及び試験を行なう場合には、その実施状況をその区域を担当する地方協力本部に通報しなければならない。

## 第10 昇任に要する期間の通算

- 1 元自衛官をその退職時における階級と同位の階級に再任用する場合は、当該同位の階級における勤務期間の全部を、再任用後の昇任に要する期間に通算する。
- 2 前項により勤務期間を通算する場合には、休職期間は除くものとする。

## 第11 現に再任用されている者に対する措置

- 1 この要領が施行される際に、元自衛官であつた者で施行規則第24条第1項の規定により現に再任用されているものは、この要領の定めるところにより選考を受けることができるものとする。この場合既に再任用されている者の選考ということになるので厳密な意味での再任用は生じないが、再任用訓令に基づく選考を受け、適格と判定された者は、再任用訓令に基づく再任用者に準じて取り扱うものとする。
- 2 前項に規定する者に対して選考を実施する場合は、身体検査は省略して差支えない。

## 第12 その他

- 1 志願手続及び募集方法については、陸上幕僚

|                                                                       |                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>るものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、各幕僚長の定めるところによる。</p> | <p>長が海上幕僚長及び航空幕僚長と協議して定めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、各幕僚長の定めるところによる。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|